

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		家賃の決定		
根拠法令及び条項		公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 16 条		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	①公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 2 条、第 3 条 ②公営住宅法施行規則(昭和 26 年建設省令第 19 号)第 8 条 ③多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 14 条、第 15 条 ④多治見市営住宅管理条例施行規則(昭和 49 年規則第 26 号)第 9 条		
	基 準	家賃の決定は、上記関係法令等の規定により定めるものとし、具体的な金額は、条例施行規則別表第 1 及び別表第 2 に定める。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～ 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 ～ 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				